

# 特記仕様書

## 1 事業名

白岡市試験的高齢者移送支援事業業務委託

## 2 事業目的

駅・バス停から離れた地域に居住する高齢者（いわゆる交通弱者）を対象に、日常生活における買い物を支援する移送支援事業を行うことにより、対象地域の移送支援事業に対するニーズ、実施コスト、課題等を把握し、地域のささえあいによる移送支援の検討・構築を図ることを目的とする。

## 3 事業主体

白岡市健康福祉部高齢介護課

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 利用対象者

原則として限定した地域在住の75歳以上の1人で買い物ができる者

※75歳未満の者であって、生活環境や身体的状況から利用対象者に含めるべき者がいた場合の対応については、別途、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

## 6 利用者からの料金徴収

200円（1人1往復）

## 7 対象地域（集合場所）

- (1) 上野田2区（宮山コミュニティー会館、（旧）まるびし前）
- (2) 太田新井区（海老島団地集会場）
- (3) 彦兵衛2区（東伸自治会館、あさの薬局屋）
- (4) 沖山2区（スカラ音楽院看板下、小久喜埜地児童遊園）

## 8 運行区域

- (1) 上野田 2 区、太田新井区及び彦兵衛 2 区の集合場所からスーパーマーケットベルク白岡上野田店までの往復区間
- (2) 沖山 2 区集合場所からスーパーマーケットマミーマート白岡店までの往復区間

## 9 運行日

毎週木曜日（祝日、12月29日から同月31日、1月1日から同月3日までを除く。）

## 10 予約方法等

- (1) 予約は電話受付のみとし、受付に使用する電話等の備品については、受注者が負担するものとする。
- (2) 受注者は、予約の受付時に移送支援事業の相手方が本事業の対象者である事の確認を行うものとする。

## 11 利用者からの料金徴収及び契約金額の精算

- (1) 料金は集合場所にて乗車時に利用者から現金にて徴収する。
- (2) 受注者は、利用者から徴収した料金について、月次報告の際に徴収金額及び徴収内訳を発注者に報告するものとする。
- (3) 受注者が利用者から徴収した料金は、発注者が支払うべき契約金額に充てるものとし、発注者は業務委託完了時に支払う契約金額から徴収金額を控除した差額を受注者に支払うものとする。

## 12 運転手と予約業務に従事する職員の確保と主な業務

- (1) 運行車両運転手の主な業務
  - ア 乗降時の人数の確認及びストラップネームホルダーの配付・回収
  - イ 各地域の集合場所からスーパーマーケットまでの安全な運行
  - ウ 運行時におけるの利用者の安全確認等
  - エ その他必要と認める業務
- (2) 予約業務に従事する職員の主な業務
  - ア 対象地区、対象者の年齢確認、配車の調整等
  - イ 運行日前日の午後5時までに予約人数を確定し、高齢介護課へ報告する。

ウ その他必要と認める業務

### 13 運行方法等

#### (1) 車両

本事業の運行車両は、利用者の定員を9名以内とする。

台数は1台とする。その他、予備車両を1台とする。

#### (2) 運行方法

ア 発注者と受注者で定めた日時に予約者を集合場所に迎えに行き、予約者の氏名を確認の上、乗車させ目的地まで送る。

イ 発注者と受注者で定めた日時に予約者を目的地に迎えに行き、往路で送った人が全員乗車しているか確認の上、目的地から集合場所まで送る。

ウ 乗車できる者は事前予約した者のみとする。

#### (3) 運行日数等

38日（1日 4.5時間）7月9日～3月25日木曜日運行

※運行する曜日、時間帯については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

#### (4) 運行ダイヤ

発注者と受注者が、地域の代表者等の意見を伺いながら、別途決定する。

#### (5) 車両表示

いずれの運行車両も移送支援業務と分かるマグネットシート等を貼付するものとする。

### 14 請負事業者

埼玉県の地域限定旅行業者の登録事業者であること。

### 15 保険に関すること

受注者は、本業務に係る事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等の汚損・破損等に対応する損害保険に加入すること。

### 16 個人情報等の管理

受注者は、発注者が提供する個人の情報を適切に管理するとともに、安全確認、対応等の本業務の実施に関する情報を適切に記録し、管理しなければならない。

## 17 打合せ及び実績報告

### (1) 打合せ

ア 契約締結から運行までに最低 1 回以上

イ 運行期間 最低 2 回以上

ウ その他必要に応じて実施する。

### (2) 実績報告

月 1 回の事業報告を行うとともに、最終事業報告書を提出するものとする。

### (3) 苦情等の報告

利用者からの苦情、意見、質問等に誠実に対応するとともに、高齢介護課に速やかに報告し、苦情等処理報告書を提出すること。

## 18 委託料の支払

本事業は、白岡市標準業務委託契約約款第 16 条に規定する部分引渡しをするものとし、3 か月ごとの部分引渡しに係る業務が完了したときは、第 13 条及び第 14 条の規定を準用し、検査完了後に部分引渡しの 3 か月分の委託金額を支払うこととする。

## 19 利用者情報等の管理

受注者は、発注者が提供する利用者の情報を適切に管理するとともに、安否確認、保守管理、異状通報及び対応等の本業務の実施に関する情報を適切に記録し、管理しなければならない。

## 20 その他

(1) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。なお、受注者は、上記損害が発生したときは、速やかに発注者に通知するものとする。

(2) 本仕様書及び契約書に定めない事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議した上で決定するものとする。